

平成30年度

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

社会福祉法人 関市社会福祉協議会 平成30年度 事業計画

使命

関市社協は、地域で暮らす誰もが安心して住み続けられるよう、地域住民とともに、福祉による人づくり、組織づくり、まちづくりを推進する。

経営理念

- ①地域の生活課題や福祉課題の解決に、主体的・自律的に取り組む市民の育成を図るために、市民福祉教育を推進する。
- ②公益性の高い民間福祉団体として、安定した経営基盤の確立を図り、効果的・効率的で計画的な事業・活動を推進する。
- ③地域の誰もがともに手を携えて、安心・安全で豊かに暮らせる、福祉によるまちづくりを推進する。

1. 基本方針

我が国は、少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、こうした課題に対して一つ一つの地域が力を強化する必要があると考えられています。こうした考えのもと、ニッポン一億総活躍プランでは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、『地域共生社会』の実現が求められています。

この地域共生社会を実現するためには、社会的孤立や社会的排除といった現実が生じている課題をも直視し、制度や分野ごとの「縦割り」を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて連携・協働すること、すなわち「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められていることを意味します。これはまさに地域福祉の推進です。

地域福祉を推進する団体として社会福祉法人関市社会福祉協議会は、今一度その使命と経営理念を踏まえ、これまでの実践を振り返り、かつ、今後の地域のあり方・目指すべき地域の姿や事業・活動等の展望を描きつつ、具体的行動を新たな実践として示していく必要があります。

地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的に関わり、創意工夫をして新規事業の実施にも取り組んでいきます。

II. 重点施策

1. 公益性の高い社会福祉法人として、経営管理強化と人材育成

きわめて公益性の高い社会福祉法人として、経営管理（ガバナンス：統治機能をはじめ業務遂行や内部統制の機能）を強化し、地域住民・団体・機関等から信頼される組織運営を進めます。また、本会の使命と経営理念を役職員一人ひとりが改めて確認、共通理解したうえで事業・活動の再構築やあらたな展開を進めます。なお、そのために必要となる研修体制を構築し、計画的・継続的に研修を進めます。

2. 地域の福祉課題・生活課題対応のために、公益活動の展開強化

制度や市場のみでは十分に対応できていない、地域のあらゆる福祉課題・生活課題に対応する公益活動の積極的展開を図ります。特に経営資源（人材・設備・ノウハウ等）を有する社会福祉法人や福祉施設・福祉関連事業所等との連携・協働、ネットワーク化を積極的に進め、地域の社会福祉法人等が一丸となって柔軟かつ機動的に、また、創意と工夫をもって公益活動に取り組みます。

3. 地域共生社会の実現に向けた、連携・協働の支援・強化

地域共生社会の実現には、地域のあらゆる主体が連携・協働した取り組みを広げる必要があります。地域福祉の推進をリードしてきた本会として、これまでの実績・ノウハウを生かしてコーディネート機能を果しながら、地域住民や社会福祉協議会の各支部をはじめとするあらゆる個人・団体・機関等（社会福祉法人等、民生委員・児童委員（協議会）、自治会、老人クラブ、障がい者団体、NPO法人、ボランティア・市民活動グループ、その他）の連携・協働を支援・強化します。

4. 総合相談・生活支援体制の確立・強化

各相談支援機関の総合的かつ横断的な連携・協働を働きかけ、福祉課題や生活課題の解決・支援体制を確立・強化します。また、これにより生活支援事業・活動を拡充することにより、地域コミュニティの再生・再編および活性化を図り、急速に深刻化している社会的孤立などの福祉課題・生活課題への取り組みを多様な支援を実現するネットワーク構築のもとで進めます。

5. 地域住民等の地域コミュニティ（地域社会、共同体）への参加の環境づくり

本会が目指す地域共生社会のあり方を明確にし、事業・活動の見直しと拡充をすることにより、地域住民また企業・事業所等が、それぞれの地域の福祉やまちづくりについて関心を持ち、主体的に地域コミュニティに参加する（しやすい）環境づくりを進めます。それにより、地域の福祉力の向上を図り、地域住民等が自ら地域の福祉課題・生活課題を把握し、解決に取り組む体制づくりを支援します。

Ⅲ. 事業計画

■ 経営管理強化と人材育成

1. きわめて公益性の高い社会福祉法人として、経営管理（ガバナンス）を強化します。

(1) 法人の組織運営

組織の統治機能（理事会、評議員会、監事等）をはじめ業務執行や内部統制の機能を高めるとともに、法令等の遵守を徹底し、公正かつ健全な事業経営をすすめます。また、情報開示を積極的に行うなど説明責任を果たし、信頼される組織運営を進めます。

(2) 事業者として「わかくさ介護ステーション」の経営

(3) 指定管理者として、5か所の老人福祉センター管理と事業の受託経営

- ・わかくさ老人福祉センター
- ・関市洞戸老人福祉センター
- ・関市武芸川老人福祉センター
- ・関市武儀老人福祉センター
- ・関市上之保老人福祉センター

(4) 関市中央第1地域包括支援センターの受託経営

4か年の受託経営の実績を生かして、必要な支援をより有効に行うとともに、社会福祉協議会らしく地域のかや社会資源を活用した地域包括ケアに努めます。

2. 関市民地域福祉活動計画の着実な推進に努めます。【平成28年度～平成32年度】

本会の使命と経営理念のもと、役職員の共通理解のもと、計画の基本目標に向けて、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによる推進と進行管理を行いながら、実効性ある事業・活動を進めます。

3. PR活動を強化します。

広報誌、事務局ニュース、ホームページ等を有効に活用し、経営や事業周知のための情報発信のみならず、住民や福祉関係者の意見が反映できるよう情報を収集するなど、相互に情報交換ができる仕組みづくりを行います。

4. 丁寧な説明とアピール活動による、全世帯・事業所・施設等の会員加入を目指します。

さまざまな機会をとらえて、丁寧な説明と積極的なアピール活動を展開します。また、事業や地域活動への参加・参画を促し、さらなる理解促進を図ります。これにより、全世帯の会員加入を目指します。

《会費》	一般会員	年額	一口	8,000円以上
	賛助会員	年額	一口	3,000円以上
	特別会員	年額	一口	7,000円以上

5. 良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供します。

福祉サービスの諸制度改革に対応し、社会・地域の要請に応え、信頼される社会福祉法人の存在価値と公共性をあらためて示すため、良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供します。

【在宅福祉サービス】

(1) 移送サービス事業の実施

福祉バス、福祉リフトバスの運行および福祉車輛を貸し出します。

(2) 車いす貸出事業の実施

在宅で療養している方に車いすを貸し出します。

【老人福祉センター】

(3) 老人福祉センター事業の実施

高齢者の健康増進、教養向上およびレクリエーション促進のための事業を実施します。なお、男性の利用者を増やすため、これまでの人生経験を生かした活躍の場を創出し、生きがいづくりと健康寿命の延伸を図ります。さらに、「ロコトレ講座」や「健康づくり教室」で身体機能の維持または向上ならびに介護予防につなげます。

【介護保険サービス】

(4) 居宅介護支援事業の実施

居宅介護支援事業所の経営をします。(事業所: わかくさ介護ステーションせき、わかくさ介護ステーションにし、わかくさ介護ステーションひがし)

(5) 要介護認定調査事業等の実施

関市および他市町村からの受託により要介護認定調査および予防ケアプランの作成をします。

(6) 訪問介護事業の実施

訪問介護事業の経営をします。(事業所等: わかくさ介護ステーションせき、わかくさ介護ステーション武儀出張所)

【障害福祉サービス】

(7) 居宅介護事業の実施

居宅において、身体介護・生活援助および生活等に関する相談援助を行います。

(8) 重度訪問介護事業の実施

重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする方に対して、身体介護・生活援助および生活等に関する相談援助を行うとともに、移動中の介護を行います。

(9) 同行援護事業の実施

視覚障がいにより、移動に著しい困難を要する障がい者に対し、外出時において移動の援助・身体介護・生活援助を行います。

6. 財源の確保および有効活用に努めます。

- (1) 事業・活動の拡充を図る中で、その性質や内容を踏まえ、各事業・活動に適した財源確保をします。
- (2) 補助金・助成金等を積極的に活用することにより、事業・活動に必要な財源確保に努めます。
- (3) 経費の削減を図る一方で、費用対効果を考えながら貴重な財源を有効活用します。
- (4) 共同募金会事業に協力するとともに、共同募金配分金を有効活用します。

7. 役職員の育成を行います。

- (1) 経営管理力の向上および事業・活動についての共通理解等のために、役職員合同研修会を開催します。
- (2) 本会職員としての意識の向上ならびに専門性および技術力等を高めるために、中長期的な視点で計画的かつ継続的に研修を進めます。

(3) 組織内の各部門の役割・機能を再確認し、また職員一人ひとりがなすべき事項等を明確にしつつ、組織内の部門間連携・多職種連携体制の構築を図ります。

8. すべての職員にとって“働きやすく、やりがいの感じられる”職場づくりを進めます。

9. 職員の適正配置をするとともに、計画的に必要な職員の確保に努めます。

■ 公益活動の展開強化

1. 公益活動の積極的展開を図ります。

制度や市場のみでは十分に対応できていない、地域のあらゆる福祉課題・生活課題を直視し、これらに対応する公益活動の積極的展開を図ります。

2. 社会福祉法人や福祉施設・福祉関連事業所等との連携・協働体制を構築します。

公益活動の展開を強化するために、経営資源（人材・設備・ノウハウ等）を有する社会福祉法人や福祉施設・福祉関連事業所等との連携・協働、ネットワーク化を進めます。

- ・ 社会福祉法人等連絡会の準備会設置
- ・ 社会福祉法人等連絡会（仮称）の設置

3. 多様な公益活動の展開を図ります。

社会福祉法人や福祉施設・福祉関連事業所のほか、NPO法人や市民活動・ボランティア団体等とも連携や支援をしつつ、緊急的な経済的援助・食糧支援、学習環境が整っていない家庭の子ども等に対する学習支援、中間的就労の場の整備等の多様な公益活動の展開を図ります。

■ 連携・協働の支援・強化

1. 地域のあらゆる主体による連携・協働を支援・強化します。

(1) 地域の福祉課題・生活課題の明確化による地域住民等との連携・協働強化

相談支援事業や見守り活動をはじめ、福祉サービスの提供や各種事業・活動で把握した新たな地域の福祉課題・生活課題を含め、それらを明確にして地域住民等に伝え、専門職としてその解決・改善方法を提示しながら、自らも地域住民等とともに、積極的に取り組むことにより連携・協働を強化します。

(2) 連携・協働を視野に入れたコーディネート

地域の課題解決・改善のため、地域住民や福祉関係団体である民生委員・児童委員協議会、自治会、老人クラブ、障がい者団体、NPO法人、ボランティア・市民活動グループや地域委員会、企業等との連携・協働を視野に入れ、コーディネートをしながら事業・活動を展開します。

2. 支部社協の運営および活動強化を図ります。

(1) 支部社協事務局体制の整備・強化

支部社協の活動の拡充と今後新たな活動等に取り組むために、事務局体制の整備と強化をします。

(2) 支部社協の活動支援

情報提供・交換および研修会等の開催により活動を支援します。

(3) 地域住民福祉計画の策定

地域の福祉課題・生活課題および地域の実情にもとづき、支部社協として、「何に取り組むべきか」、「どのように取り組むのか」等を明確にし、それを住民や関係機関・団体等に示し、ともに連携・協働して課題解決・緩和を図る取り組みを有効に推進するため、地域住民福祉計画の策定手順書を作成するなどして支援をします。

(4) 支部社協活動拠点の整備

支部社協活動の活性化に必要な活動拠点の整備を支援します。

(5) 地域委員会等地域の団体等との連携・協働

支部社協と地域委員会とが役割分担を明確にして、連携・協働した事業・活動を促進します。

(6) 生活支援コーディネーターによる連絡・調整等

支部社協が他団体等との連携・協働により事業・活動を促進するために、生活支援コーディネーターがその連絡・調整等を行います。

3. 支部社協の活動を支援します。

(1) 見守りネットワーク事業

(2) 友愛訪問事業

(3) ふれあい会食・配食サービス事業

(4) ふれあい・いきいきサロン活動

高齢者等の「ふれあい・いきいきサロン活動」を、より小地域で開催することを支援します。また、参加者と活動者が共につくるサロン活動を推奨します。

(5) すくすくランド活動

地域の子育て中の親子が交流できる場である「すくすくランド活動」を支援します。また、連絡会等を実施し、情報交換・交流を行います。

(6) ふれあい・いきいきサロンとすくすくランドの合同開催

その他にも多世代の交流活動を支援します。

(7) 地域介護者の集い

4. 市民福祉教育の推進

誰もが地域の福祉課題・生活課題の解決・改善に取り組む市民の育成を図ります。

(1) 福祉教育の推進

市民福祉教育のあり方の研究を継続して進めながら、実践方法（プログラム）の開発・提示をします。
・福祉教育出前講座の充実と一覧表の作成・提示

(2) 福祉教育サポーターの養成

市民による市民のための市民福祉教育を進めるため、福祉教育サポーターの養成・活用に取り組みます。

(3) 福祉教育サポート企業との連携・協働

企業と連携し、福祉教育の出前講座を開催したり、企業と協働し、福祉教育の実践を図ります。

5. ふれあい活動・交流の場づくりを進めます。

(1) 市民健康福祉大会とフェスティバルの開催

(2) おせち料理配膳事業の実施

(3) 介護者のつどいの開催
毎月開催します。

(4) 「ぬくもりカフェ」の活動支援

関介護者の会ぬくもりの運営支援をするとともに、毎月関市中央第1地域包括支援センター等で開催している「ぬくもりカフェ」を支援します。

(5) 障がいのある人の交流

「障がい者の集い」と「障がい者サロン（ふらっとサロン：月2回）」で、障がいのある人の交流を進めます。

(6) 歳末ふれあい事業の実施

歳末たすけあい募金を活用し、年末年始の時期に、地域の各団体・施設等が実施する歳末ふれあい事業を支援します。

(7) 空き家等の活用

空き家等を活用したふれあい活動・交流の場を検討・支援していきます。

(8) 居場所づくり

社会・地域から孤立している人の居場所づくりを検討していきます。

6. 小地域活動の活性化、拡大を図ります。

(1) 見守りネットワーク事業の拡充

見守りネットワーク活動の拡充、行方不明高齢者等SOSネットワーク事業に取り組みます。

(2) 地域福祉懇談会の開催

地域ふくし懇談会を開催し、地域課題の共有と、住民の主体形成を図ります。また、より有意義な懇談会とするために、関係者の事前研修を開催します。

(3) 地域で活躍するボランティアの発掘と育成

支部社協と共に、小地域で活躍するボランティア活動者の発掘と育成をします。

(4) 福祉委員の委嘱

小地域福祉活動の推進者の第16期福祉委員を委嘱します。

(5) 生活支援コーディネーターによる地域福祉活動の支援

生活支援コーディネーターが、地域の生活課題・福祉課題を整理し、地域の実情に応じた住民による地域福祉活動を支援します。

■ 総合相談・生活支援体制の確立・強化

1. 総合相談体制を構築します。

(1) 総合相談体制の構築

地域住民から寄せられるあらゆる生活課題を受けとめ、他相談所・機関との連携・協働により、より相談者の安全・安心を得、共に生活課題の解決・改善に取り組める総合相談体制を築きます。

(2) 生活なんでも相談事業の実施

日常生活上で困りごとや悩みごとを抱えた方に対して、ワンストップで相談・支援できる体制を整備します。そのために、部署間の横断的相談支援体制を築き、組織的な対応力を向上します。

(3) アウトリーチの徹底

全職員がコミュニティソーシャルワーカー（地域自立生活支援者・地域コーディネーター）として、待つのではなく出向いて地域のあらゆる福祉課題・生活課題の解決・改善に積極的に関わります。

2. 生活困窮者自立支援を着実に実施します。

(1) 生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者が地域で自立して暮らしていけるよう、自立相談支援事業および家計相談事業を行うとともに、相談事業を総合的横断的に行い、これらでは対応できない課題に対しては、新たな事業・活動の創設も視野に入れ、自立支援を行います。

(2) 生活福祉資金貸付・小口資金貸付事業の実施

民生委員・児童委員の協力や指導のもとで、資金を貸し付け生活の再建を支援します。

(3) 歳末在宅配分等事業の実施

生活困窮者世帯を中心に一時的に支援できる事業の検討を進めます。

3. 福祉サービス利用者等の権利擁護

(1) 日常生活自立支援事業の実施

自分だけでは福祉サービスを利用することが困難な方に対して、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行い、その人の日常生活を支援します。

(2) 成年後見センターの運営

財産管理のみならず、生活支援を目的とした成年後見制度の活用を進めます。また、制度の普及および研修事業を実施し、この制度に対する理解と活用を促します。

4. 地域包括ケア体制の構築に向けたセンター機能の強化

関市中央第1地域包括支援センターの受託運営をするとともに、他のセンターと連携しながら、地域包括ケア（住民のみなさんが、住み慣れた地域において、安心して尊厳あるその人らしい生活を維持できるよう、保健医療の向上および福祉の増進を包括的・継続的に支援すること）を実現するための中心的役割を担います。

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）の実施

(2) 総合相談事業の実施

(3) 権利擁護の実施

(4) 包括的・継続的ケアマネジメントの実施

医療と介護、福祉が連携できる体制づくりや、個別ケア会議等を通じてケアマネージャーが自ら解決しているよう助言や支援を行います。

(5) 多職種連携によるネットワークの構築

地域課題の把握・解決に向けた医療・保健・福祉の関係機関等がネットワーク構築や、民生委員児童委員協議会と連携し見守りネットワークの強化を図ります。

5. 生活支援サービス事業の実施

(1) 生活支援サービスの実施

既存のサービスで対応できない、日常生活上の軽微な困りごとに対して、地域住民が相互に助け合い、支え合う生活支援サービス事業を実施します。また、活動者（生活支援サポーター）を育成・確保をするため、養成講座等を開催します。

(2) ほっと安心サービスの実施

ゴミ出し、草引き等がひとりで困難な方に対し、地域住民がお手伝いをする“ほっと安心サービス”。このサービスを通じて新たな地域住民相互のつながりや、連絡会等の開催によるほっと安心サポーター同士のつながりづくりをします。

■ 地域コミュニティ参加の環境づくり

1. 市民福祉教育の推進（再掲）

誰をも排除しない、誰もが役割を持てる、地域共生社会づくりに向けた市民福祉教育を展開します。

2. 福祉活動やまちづくりへの参加の促進

(1) 事業・活動の見直し

地域住民、企業等が福祉活動やまちづくりにより参加しやすい事業・活動となるよう見直しをします。

(2) 参加できる環境づくり

地域住民、企業等が福祉活動への参加や寄付等の様ざまなかたちで、地域コミュニティに主体的に参加する福祉の環境づくりを働きかけます。

3. 地域における支え合いのシステム化

(1) 近隣助けあい活動のシステム化

近隣の助けあい活動をシステム化し、支援を必要とする地域住民にとって、安定的、継続的で安心できる支援の仕組みをつくります。

(2) 見守りネットワーク活動の強化

見守りネットワーク活動を強化し、福祉課題・生活課題のある人を早期に発見することで、課題の重篤化や社会的孤立の深刻化の予防を図ります。

(3) 専門職との連携・協働による支援

支援を必要とする地域住民が必要な福祉サービス、多種多様な生活支援、権利擁護に結びつくよう、専門職が連携・協働して支援します。

4. ボランティアセンターの機能強化

(1) 市民活動センター等との連携を強化

登録団体の拡大と、他の登録団体との情報共有が出来る体制づくりを進めます。

(2) ボランティア情報の収集・発信

メール配信等を活用し、情報共有（収集・発信）の場を広げます。また、ボランティア・市民活動PR用のDVDを作成し、視覚に訴えて活動の拡大を図ります。

5. ボランティアセンター活動の推進

(1) 各種ボランティア養成講座の開催

点訳講座、手話講座、傾聴ボランティア講座、音訳講座を市の委託により開催します。また、地域のニーズに応じて、ボランティア養成講座を開催します。

(2) ボランティア・サマースクール、親子ボランティア体験の実施

(3) ボランティア活動の支援

相談機能、情報提供および連絡調整等の機能を強化し、ボランティア活動を支援します。

(4) ボランティア市民活動助成事業の実施

ボランティア市民活動者の拡大、新規事業実施に係る備品等整備、他団体と連携・協働して実施する事業・活動を助成します。

(5) 関市ボランティア・市民活動連絡協議会の支援

関市ボランティア・市民活動連絡協議会のPR活動に協力するとともに、加入促進を支援します。

6. 災害ボランティアセンターの運営

(1) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し

被災地の経験を生かして、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直します。

(2) 災害ボランティアセンターに係る研修会の開催

市内での災害発生を想定し、被災状況の把握、センター職員との連携、被災者と支援ボランティアの調整等を行う活動者の養成を目的とする研修会を開催します。